

療養病床に入院される場合の食費・居住費の自己負担

(2026年6月1日より)

65歳以上の人が療養病床に入院される場合は、
食費(食事代)の負担と、居住費(光熱水費相当額)の負担が必要です。
ただし、市民税非課税世帯や指定難病患者の方は自己負担額が軽減されます。

区分	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
一般(下記以外)	550円	430円
指定難病患者	330円	0円
市民税非課税世帯・低所得2	270円(※1)	430円
低所得1	160円(※2)	430円

※1 入院医療の必要性の高い患者の方(人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方)で、
直近12か月の入院日数が90日を超えている場合の負担額は220円

※2 入院医療の必要性の高い患者の方(人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方)の
負担額は130円

医療法人社団長明会長沢病院

令和8年6月から

食費、居住費の負担額が変わります



ご負担いただく【1食当たりの食費】

区分	現在 (令和8年5月31日まで)		令和8年6月1日から	
① 一般の方	510円		550円	
② 住民税非課税の 世帯に属する方 (③を除く)	過去1年間の入院期間		過去1年間の入院期間	
	90日以内	240円	90日以内	270円
	90日超	190円	90日超	220円
③ ②のうち、所得が一定基準に 満たない方など	110円		130円	
④ ③、④のいずれにも該当しない 指定難病、小児慢性特定疾病の 患者の方	300円		330円	

※②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて当院入院受付にご提示ください。
減額認定証のご提示は、1ヶ月に1回マイナ確認が出来る方は不要です。



ご負担いただく【1日当たりの居住費】

対象者	現在 (令和8年5月31日まで)	令和8年6月1日から
療養病床に入院している 65歳以上の方	370円	430円

◆ただし、指定難病の方・生活保護受給者・境界層該当者の方については、引き続き負担を求められません。

※今回の居住費の見直しは、療養病床に入院する65歳以上の方が対象であり、**65歳未満の方は対象外**です。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者
(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、
国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。

医療法人社団長明会 長沢病院